

(様式第2)

疑義照会(回答)票

照会日 平成28年3月1日
照会部署名 渋谷年金事務所 お客様相談室
照会担当者 アシスタントインストラクター (役職名) 友田 時子
連絡先 03-3462-1249
メールアドレス [redacted]@nenkin.local

業務実施部署の長の確認 杉本

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2016—002	個別回答
-------------------------	------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

同一傷病による再発初診も見据えた障害厚生年金と障害基礎年金の同時請求について

(照会に係る諸規程等の名称、条文番号)

国年法第30条、厚年法第47条、国民年金法施行規則第31条、国民年金法施行規則第85条、厚生年金保険法施行規則第44条、行政手続法第7条

(内容)

以下の案件について、どのように対応すべきかご教示ください。

【事象内容】

○請求傷病：関節リウマチ

A：初診日 平成7年5月（国年期間中）

関節リウマチ確定診断後、服薬等の治療開始、H13.2から症状改善し服薬も受診もせず、10年程度、症状もなく病院も未受診であった。

B：初診日 平成23年12月10日（厚年期間中）認定日 平成25年6月10日

肩の痛み等より関節リウマチを疑い専門医受診し確定診断あり。

障害年金の請求は、症状改善より社会的治癒を主張され「B」を初診日として障害厚生年金認定日請求を行う。

請求日（受付日）は、平成26年3月27日付けで、認定日より1年未経過のため

め直近の診断書は不要。

【経過】

- ① 平成 26. 6. 26 障害 2G より返戻あり。初診日確認のため受症および X P を取得
- ② 平成 26. 10. 23 再進達
- ③ 平成 26. 11. 20 障害 2G より返戻あり。

初診日が厚生年金被保険者期間として認められないため、障害基礎への裁定替えか障害厚生年金の請求として処分を希望されるか確認をする必要が生じ、請求書一式すべてお返ししたうえで、請求者へ連絡を取ったが、概ね一年間、お客様から連絡がなく、当所も外部返戻のまま督促しなかった。

【お客様からのご意見】

㊦ 障害厚生請求を維持して審査請求を行う結果が生じた場合(最終的には障害基礎年金しか認められない場合)で、その障害基礎年金の請求事由が事後重症となる場合は、受給権発生が後にずれ込むことにより受給できない年金が生じて不利益をこうむる。

㊧ 障害厚生年金請求を取り下げて、障害基礎年金へ切り替えた場合は、障害厚生年金請求行為に対する処分通知に対して不服申し立てや取消訴訟を提起する権利を失う不利益が生じるとの申し立て。

よって初診日として認定される可能性のある受診日が2つ以上ある場合で、一方ともう一方の受診日の加入制度が異なるときには、請求者は障害厚生年金請求を主位的請求として障害基礎年金を予備的請求として障害厚生と障害基礎の同時請求を認めてほしいとの主張があり、なお今回のケースについては、処分決定前の案件であり、平成 26. 3. 27 の時点で年金事務所の窓口担当者において同時請求の説明をしていないことにより不利益を被るため、平成 26. 3. 27 の障害厚生請求をもって障害基礎の請求も認めるべきとの主張。

【補足】

障害基礎年金の事後重症請求にあたっては施行規則どおり、初診日のわかる医師の証明書や請求日 3 ヶ月以内の診断書等も添付したうえで請求行為を行うことが前提

<対応案>

行政手続法上、不備のない請求書は受付を拒むことはできないので、同時受付事務は有効である。

対応案 1. 同一傷病に初診日は一つしかないので、審査機関において連携をとったうえで、初診日を決定後、障害基礎年金及び障害厚生年金としてのそれぞれの処分決定通知を行う。

対応案2. 同一傷病に初診日は一つしかないので、審査を打ち切る等の却下処分を障害基礎年金請求または障害厚生年金請求のいずれかに対し速やかに通知する。

さらに、今回のケースである平成26.3.27の障害厚生年金の請求をもって障害基礎年金の同時請求を遡って認めるべきとの主張については、諸規定では確認が取れないため回答をお願いしたい。

(ブロック本部回答)

1つの傷病に対して初診日は1つしかないので、原則としては初診日をどちらにするか決めていただき、初診日の属する年金制度に請求いただくこととなる。

しかしながら、法律上不備のない書類について受付を拒むことはできないため、<対応案1>の通り取り扱う。

後段の障害基礎年金の受付日については、平成26年当時の請求行為は1つであるため、障害厚生年金の受付日を準用することはできないと思料するが、諸規定において明らかでないため機構本部に照会します。

回答日(又は本部への照会日) 平成28年3月9日

回答部署名 南関東ブロック本部相談・給付支援部相談・給付支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター(相談・給付支援グループ長) 鎌形 義一

連絡先 03-5155-1722

メールアドレス XXXXXXXXXXnenkin.local

所属部署の長の確認

森田

(本部回答)

1. 同時請求について

基本的には、1つの傷病に対して初診日は1つしかないので、初診日を特定した上で、その初診日において被保険者であった年金制度の障害年金を請求することとなる。

しかしながら、自身が想定する初診日とは異なる初診日で認定される可能性があることをあらかじめ憂慮した請求者から、それぞれ異なる初診日を記

載した年金請求書を同時に提出したい旨の申し出がなされ、それぞれ異なる制度の請求書が提出された場合には、いずれの請求が主位的請求であるのかを明確にさせた上で、両方の請求書を受付し、＜対応案1＞の通り取り扱う。

2. 後から申し出た障害基礎年金の受付日について

年金事務所の窓口担当者から、同時請求が可能である旨の説明を受けていないことを理由に、後から申し出た障害基礎年金の受付日を、先に請求した障害厚生年金の受付日と同日とすることができるか否かについては、以下のとおりとする。

上記1の障害年金を同時請求された場合の取扱いについては、実際に請求行為がなされた場合における取扱いである。しかしながら、1つの傷病について同時請求が可能であることの説明がなされていないからといって、実際に請求行為がない以上、後から申し出た障害基礎年金の請求を、先に請求した障害厚生年金の受付日と同日で受付することはできない。

ただし、次の点に留意すること。

- ① 先に受け付けた障害厚生年金の請求に対する処分が行われる前に、当該障害厚生年金の請求を障害基礎年金の請求に切り替えて申請内容を変更する旨を申し出た場合（申し立てられた初診日が属する制度ではなく、異なる制度で初診日が認定できる場合であって、日本年金機構から請求者に案内の上、同意が得られたときに請求を変更する場合を含む。）には、先に受け付けた障害厚生年金の受付日に障害基礎年金の請求がなされたものとして取り扱うことができる。
- ② 先に受け付けた障害厚生年金の支給を求めて審査請求を行いたい場合等のように、障害厚生年金の請求に対する処分が行われた後では、障害厚生年金の受付日と同日で障害基礎年金の請求を受付することはできない。
- ③ 請求者が同時請求を申し出て請求しようとしたが、年金事務所の職員が受付を拒み、同時請求はできない旨の説明をする等、同時請求を阻害された事情がある場合には、先に受け付けた障害厚生年金の受付日に障害基礎年金の請求がなされたものとして取り扱うことができる。

回答日 平成29年 4月24日
回答部署名 年金給付部給付企画グループ
回答作成者 (一般職) 高山 和浩
連絡先 03-6892-0769
メールアドレス [redacted]@nenkin.local

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

田中